

計画の基本的事項

地理的特性

- 本土から南に約1,000kmに位置する父島列島及び母島列島をはじめ、硫黄島、沖ノ鳥島（我が国最南端）、南鳥島（同最東端）等太平洋上に散在する多くの島々からなる
- 我が国の排他的経済水域の約3割を確保しており、国の安全上及び経済上重要な役割を担っている
- 国内外の船舶にとっての避難先及び救急患者の医療受診先であり、太平洋上における海上交通の要衝として重要

位置付け

- 小笠原諸島振興開発特別措置法に基づき、都が策定する法定計画
- 国が定める「小笠原諸島振興開発基本方針」に基づき、小笠原村が作成した振興開発計画案の内容をできる限り反映させつつ、法の趣旨を踏まえ、小笠原諸島の振興開発施策を具体的に記載
- 計画期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間

これまでの振興開発の成果と今後の課題

これまでの成果

- おがさわら丸ドック期間中の代替船を確保
- 父島・母島に海水淡水化装置を導入
- 父島の小・中学校建替えに着手 等

今後の課題

- 産業の振興
- 自然環境の保全・再生可能エネルギーの利用
- 交通アクセス・情報通信基盤の整備
- 生活環境の整備・定住の促進

計画の基本方針

振興開発の意義

- 振興開発事業を進め、住民生活の安定・福祉の向上、移住・定住の促進を図り、小笠原諸島の自立的発展を目指す

施策の方向

- ① 生活環境の整備・産業の振興による移住・定住の促進
- ② 小笠原諸島内外の交通アクセスの整備
- ③ 自然環境の保全・再生

令和6年度～令和10年度計画の主な事業

土地利用、移住・定住

- ◆住宅用地確保のための土地利用計画見直し（1 土地の利用）
- ◆土地利用計画に基づく
新たな住宅政策に関する方針の策定（1 土地の利用）
- ◆小笠原住宅の建替え（5 住宅）
- ◆公社賃貸住宅の先導的事業（5 住宅）
- ◆地域の魅力発信と移住・定住等に関する情報提供（15 移住の促進）

教育及び文化の振興

- ◆統合型校務支援システムによる校務の
デジタル化・データ化の推進（12 教育及び文化）
- ◆VRを活用したTOKYO GLOBAL GATEWAY
特別プログラムの提供（12 教育及び文化）
- ◆東京都教育庁小笠原出張所の開設（12 教育及び文化）
- ◆父島の小・中学校建替え（12 教育及び文化）
- ◆文化財及び文化の保存・伝承（12 教育及び文化）

令和6年度～令和10年度計画の主な事業

医療の確保

- ◆デジタル技術活用による遠隔での連携診療を強化
(へき地専門医療確保事業の拡充) (8 医療の確保)

防災及び国土保全

- ◆離島港湾DXの推進 (2 交通通信の確保)
- ◆父島における避難道路(行文線)の整備 (2 交通通信の確保)
- ◆モバイル衛星通信機器等の配備による、
災害時連絡体制の強化 (11防災)
- ◆E V活用等による災害時のエネルギー確保 (10再エネ、11防災)
- ◆堰堤工及び流路工等、砂防施設の早期整備 (11防災)

産業の振興

- ◆海上輸送費の支援制度の拡充 (3 産業の振興)
- ◆『小笠原村観光振興ビジョン』の推進 (13観光の開発)
- ◆「小笠原エコツーリズム普及啓発拠点(仮称)」の建設
(13観光の開発)
- ◆アドベンチャーツーリズムに係る新たな取組の支援 (13観光の開発)
- ◆各島の情報と魅力を幅広く発信するアプリの制作 (13観光の開発)

インフラ整備

- ◆貴重な自然環境と調和した実現可能な航空路案の検討
(2 交通通信の確保)
- ◆二見港船客待合所の建替え等の検討 (2 交通通信の確保)
- ◆道路、港湾の無電柱化推進 (2 交通通信の確保)

再生可能エネルギーの活用

- ◆公共施設や避難所機能を有する
防災拠点施設への太陽光発電導入 (10再エネ)
- ◆母島において太陽光発電のみで
1年のうち半年程度の電力供給を行うための実証事業 (10再エネ)

その他

- ◆母島保育施設と一体となった子育て支援のための拠点施設の開設
(7 福祉の増進)
- ◆オガサワラカワラヒワの保護増殖施設の建設 (9 自然環境の保全)
- ◆スタートアップ等による振興開発の促進 (17関係者連携)
- ◆帰島を希望する旧島民の帰島を促進 (18旧島民)